

(十) 介護保険制度

介護保険制度

1. 介護保険制度の概要

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる支えあいの制度です。

(1) 保険者 ひたちなか市

(2) 被保険者（受給資格者）

被保険者及びサービスの受給資格者は次のとおりです。

区 分	被保険者	受給資格者
第1号被保険者	65歳以上の人	要介護等の状態にある人全員
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の医療保険加入者	脳卒中、初老期認知症等の加齢に伴う疾病（特定疾病）、がん末期により生じた要介護等の状態にある人

(3) 要介護認定区分

要介護認定区分は次のとおりです。

認定区分	状態
要支援1	加齢や疾病などにより、入浴や排泄、食事などの日常生活に支障があると見込まれる状態、あるいは悪化防止のために支援を要すると見込まれる状態にある人
要支援2	
要介護1	加齢や疾病などにより、入浴や排泄、食事などの日常生活に支障があり介護を必要とする状態にある人
要介護2	
要介護3	
要介護4	
要介護5	

(4) 介護サービスの種類

要支援と認定された人は「介護予防サービス」または「介護予防・生活支援サービス」が、要介護と認定された人は「介護サービス」がケアプランに基づき提供されます。

介護保険のサービスの種類と内容は下記のとおりですが、介護サービスと介護予防サービスでは、提供される内容や種類等が一部異なります。

○居宅介護サービス

サービスの種類	内容
訪問介護 ※ 〈ホームヘルプ〉	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護・日常生活上の援助などを行います。
通所介護 ※ 〈デイサービス〉	通所介護施設で、食事、入浴、排泄などの日常生活上の援助や機能訓練などを日帰りでを行います。

訪問入浴介護	移動入浴車などで、居宅を訪問し、入浴の介助を行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士など、リハビリテーションの専門家が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、療養の世話、診療の補助などを行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理、指導を行います。
通所リハビリテーション 〈デイケア〉	介護老人保健施設や医療施設などで、リハビリテーションを日帰りで行います。
短期入所生活介護 〈ショートステイ〉	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、食事、入浴、排泄などの日常生活上の援助や機能訓練などを行います。
短期入所療養介護 〈医療型ショートステイ〉	介護老人保健施設、介護医療院などに短期間入所し、医学的な管理のもとでの医療、看護、介護を行います。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
福祉用具貸与	日常生活を支援する福祉用具の貸出しを行います。
特定福祉用具購入	入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、購入費が一部支給されます。
居宅介護住宅改修	手すりの取付け、段差解消などの住宅改修を行った場合、改修費が一部支給されます（事前の申請が必要です）。
居宅介護支援	在宅の（要支援）要介護者に対して、サービス計画（ケアプラン）を作成します。全額介護保険から給付されます。

※印のついたサービスは、介護予防サービスにはありません。

○地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要支援または要介護の人が住みなれた地域で受けることができる介護サービスで、原則、本市が指定した事業所は本市の住民のみが利用します。

ただし、本市が指定した場合、市外の施設についても利用できます。

サービスの種類	内容
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※	定員が29名以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事や入浴などの介護、日常生活上の世話及び機能訓練などを行います。
認知症対応型共同生活介護	認知症の人が共同生活の中で食事、入浴、排泄などの日常生活上の援助や機能訓練などを行います。 （原則、要支援2以上の人が対象）
小規模多機能型居宅介護	小規模な居住型の施設で、「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで、サービスを提供することで、居宅での生活が継続できるよう支援します。
看護小規模多機能型居宅介護 ※	医療ニーズの高い要介護者に対し、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせることでサービスを提供します。
認知症対応型通所介護	デイサービスセンターなどで、認知症の人が食事や入浴などの介護サービスや機能訓練を日帰りで行います。

地域密着型通所介護 ※	定員が18名以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴、排泄などの日常生活上の援助や機能訓練などを日帰りで行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※	重度者を始めとした要介護に対し、日中・夜間を通じて、「訪問介護」と「訪問看護」を密接に連携させ、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

※印のついたサービスは、介護予防サービスにはありません。

○施設サービス

サービスの種類	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護を必要とし、居宅での生活が困難な人が入所する施設で、介護や日常生活上の世話などを提供する施設です。 (原則、要介護3以上の人が対象)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅に復帰できるように、リハビリテーションや介護などを提供する施設です。
介護医療院	長期間の療養を必要とする人が入所する施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供する施設です。

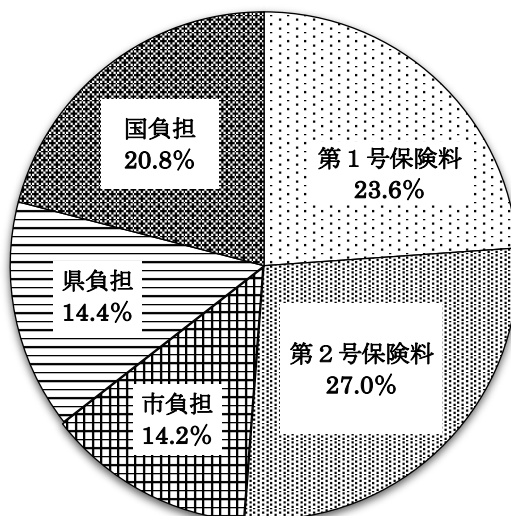
(5) 財源の内訳

公費負担は、利用者負担額を除き、原則として給付費の2分の1です。(事業等によって負担割合の増減があります。)

残りの2分の1を保険料でまかないます。(構成人員の割合に応じて、第1号被保険者が原則として23%、第2号被保険者が27%を負担します。ただし、国が負担する分のうち5%相当分については、要介護者等となる可能性の高い後期高齢者の割合、保険料の所得段階基準の分布状況により交付割合が補正されています。)

※ 以下の財源内訳は、令和7年度予算ベースの割合で揭示しています。

介護保険給付費の財源内訳



(6) 利用者負担

利用者負担は、1割、2割または3割となっております。令和3年8月からは現役並み所得者相当の方について、医療保険の高額療養費制度における限度額に合わせ、新たに3つの区分が分けられました。なお、施設での食費及び居住費は、利用者負担です。

また、世帯全体の1か月の負担額が下記の区分の上限額を超えた場合に、高額介護サービス費が支給され、年間の負担額が限度額を超えた場合に、高額医療合算介護サービス費が支給されます。

○利用者負担割合

負担割合	該当 (①②の両方に該当する場合)
3割負担	① 本人の「合計所得金額※1」が220万円以上 ② 同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額※2」の合計が、 ・ 1人の場合340万円以上 ・ 2人以上の場合463万円以上
2割負担	① 本人の「合計所得金額※1」が160万円以上 ② 同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額※2」の合計が、 ・ 1人の場合280万円以上 ・ 2人以上の場合346万円以上
1割負担	上記以外の人、第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者

※1「合計所得金額」は、収入から、公的年金等控除・給与所得控除など必要経費を控除した金額のことで、扶養控除・医療費控除などの所得控除や損失の繰越控除をする前の金額です。

なお、土地売却等に係る長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除がある場合には、特別控除額を控除した金額を用います。

合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います(控除後の額が0円を下回る場合は0円とします)。

※2「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は当該給与所得の金額(所得金額調整控除の適用がある場合は控除前の金額)から10万円を控除します(控除後の額が0円を下回る場合は0円とします)。

○高額介護サービス費・利用者負担の上限額(1か月)

所得区分	世帯の上限額
年収約1,160万円以上の人	140,100円
年収約770万円以上約1,160万円未満の人	93,000円
年収約383万円以上約770万円未満の人	44,400円
上記以外の市町村民税課税世帯の人	44,400円
世帯全員が市町村民税非課税	24,600円
① 老齢福祉年金受給者の人 ② 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円※以下の人 外	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者の人 外	15,000円

※②前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計は、令和8年8月以降82万6,500円に変更

(7) 訪問介護・訪問入浴介護利用負担低所得障害者助成 (市独自の施策)

平成12年度の介護保険制度実施に伴う利用者負担額の激変緩和策として、障害低所得者のサービス利用(訪問介護及び訪問入浴介護)の利用者負担額を軽減してきました。

平成18年に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害者においても原則1割の利用者負担となったことから、制度間の均衡を図るため、平成20年6月をもって国の施策としての軽減措置は廃止されましたが、市では制度改正による不利益が生じないように、国の施策で実施してきた軽減措置を市独自の施策に組み込み、引き続き実施しています。

①対象者

生計中心者が所得税非課税である世帯の利用者(平成18年3月末日において市から利用者負担減額の認定を受けていた方のみ)で、次のいずれかに該当する人。

- ・65歳となる前に障害者施策等のホームヘルプサービスを利用していた人
- ・特定疾病により要介護・要支援の状態となった人(第2号被保険者)
- ・65歳となる前に障害者手帳の交付を受けた第1号被保険者

②対象サービス

訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、自立援助訪問型サービス(総合支援事業)

③内容

自己負担額(サービス費用の10%)のうち、4%を減額助成する。

(8) 社会福祉法人等利用者負担額軽減制度

社会福祉法人または市町村が経営する社会福祉事業体が、その社会的役割の一環として都道府県知事に申し出て、生計困難者の負担軽減に取り組んでいます。

①対象者

市町村民税非課税世帯かつ次の要件の全てを満たす者

- ア) 年間収入が、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- イ) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ウ) 日常生活に供する必要な資産以外に利用できる資産がないこと
- エ) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- オ) 介護保険料を滞納していないこと

②内容

生計困難者は、利用者負担(給付費、食費、居住費)の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)が軽減されます。生活保護受給者は、個室の居住費の全額が軽減されます。

市は、社会福祉法人等の行った軽減の総額が本来受領すべき利用者負担(対象でない者を含む利用者全体からの利用料収入)のおおむね1%を超えた場合、その2分の1の範囲内で事業所または施設に助成を行います。ただし、介護老人福祉施設については、利用者負担の10%を超えた部分の全額を助成します。

(9) 境界層該当者訪問介護等利用者負担額減額制度

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として利用料負担額がなかった人が、介護保険法の規定による訪問介護等を利用する場合、利用者負担額が全額免除されます。

(10) 保険料

【徴収方法】

①第1号被保険者（65歳以上の方）

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金を受給し、年金額が年額18万円以上の人は、年金から天引き（特別徴収）を行い、それ以外の人については、納付書による納入（普通徴収）により徴収します。

※65歳到達等により年度途中で介護保険の資格取得した場合は、特別徴収が開始になるまでは納付書で納入します。

②第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）

医療保険者が医療保険料と一緒に徴収し、市町村の給付に占める割合が全国一律（27％）になるように配分します。

【保険料額】

令和7年度の第1号被保険者の保険料は、国の標準的な設定段階と同様に13段階設定とし、併せて低所得者層等への対策として第1段階から第3段階に公費を投入し保険料を継続して軽減し、それぞれの負担能力に応じたきめ細かい段階設定となっております。

【基準額に対する各段階の割合】（令和 7 年度）

所得段階区分				算定基準	年額
第 1 段階	本人が市町村民税非課税	世帯全員が市町村民税非課税	生活保護の受給者の人	基準額×0.285	20,520 円
			老齢福祉年金の受給者の人		
			本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万 9 千円以下 の人		
第 2 段階		世帯に市町村民税課税者がある	本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万 9 千円を超え 120 万円以下 の人	基準額×0.485	34,920 円
第 3 段階			本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える 人	基準額×0.685	49,320 円
第 4 段階	本人が市町村民税課税	世帯に市町村民税課税者がある	本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万 9 千円以下 の人	基準額×0.9	64,800 円
第 5 段階			本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万 9 千円を超える 人	基準額×1.0	72,000 円
第 6 段階		本人が市町村民税課税	合計所得金額が 120 万円未満 の人	基準額×1.2	86,400 円
第 7 段階			合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満 の人	基準額×1.3	93,600 円
第 8 段階			合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満 の人	基準額×1.5	108,000 円
第 9 段階			合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満 の人	基準額×1.7	122,400 円
第 10 段階			合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満 の人	基準額×1.9	136,800 円
第 11 段階			合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満 の人	基準額×2.1	151,200 円
第 12 段階			合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満 の人	基準額×2.3	165,600 円
第 13 段階			合計所得金額が 720 万円以上 の人	基準額×2.4	172,800 円

※ 「老齢福祉年金」は、明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人で一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※ 「合計所得金額」は、収入から、公的年金等控除・給与所得控除など必要経費を控除した金額のことで、扶養控除・医療費控除などの所得控除や損失の繰越控除をする前の金額です。なお、土地売却等に係る長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除がある場合には、特別控除額を控除した金額を用います。

※ 「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は当該給与所得の金額（所得金額調整控除の適用がある場合は控除前の金額）から 10 万円を控除します（控除後の額が 0 円を下回る場合は 0 円とします）。

※ 「課税年金収入額」は、国民年金、厚生年金など課税対象となる年金の収入額になります。

※ 令和 8 年 4 月以降、所得段階区分の第 1・2・4・5 段階において、所得基準の一部が、80 万 9 千円から 82 万 6,500 円に変更になります。

※ 第 2 号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方法を基本として決まります。

(11) 給付限度額

【令和7年度 居宅サービス限度額】

それぞれの要介護度に応じて利用限度額の範囲内で、訪問介護や通所介護、短期入所等のサービスを受けることができます。

要介護度区分	利用限度額（月額）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

- ・特定（介護予防）福祉用具購入 1年間 100,000円
- ・居宅介護（介護予防）住宅改修 1人につき 200,000円
- ・（介護予防）居宅療養管理指導（医師・歯科医師が行う場合） 月2回まで

【令和7年度 施設サービス】

施設の種類、要介護認定区分により、利用者負担額が定められています。

令和6年度報酬改定により、利用者負担額が変更になりました。

種 類	利用者負担額（1割）の目安（月額）
介護老人福祉施設	22,268円～29,052円
介護老人保健施設	21,812円～30,968円
介護医療院	21,933円～42,345円

- ※ 上記の利用者負担額は、施設ごとに部屋などの条件によって異なります。
- ※ 介護老人福祉施設の利用者負担額は、要介護3～要介護5の方の月額になります。
- ※ 1か月を30日で換算しています。
- ※ 施設サービスは、上記の利用者負担額以外に食費、居住費、日常生活費がかかりますが、低所得者の方は、食費と居住費の一部が軽減される制度があります。

2. 介護保険実施状況

(1) 審査会開催状況（令和7年4月から令和8年3月まで）

申請受付け者数 5,994人

（新規2,537人，更新2,817人，区分変更578人，
転入61人，継続0人，適用除外施設退所1人）

認定審査会回数 220回 （審査判定数） 5,634人

(2) 認定審査実績

（単位：件）

		自立等	支援1	支援2	要介1	要介2	要介3	要介4	要介5	合 計
R5	在宅	23	585	854	963	1,005	613	600	391	5,034
	施設	0	0	0	28	57	123	207	99	514
	計	23	585	854	991	1,062	736	807	490	5,548
R6	在宅	36	569	937	956	944	594	555	425	5,016
	施設	0	3	2	19	39	120	180	87	450
	計	36	572	939	975	983	714	735	512	5,466
R7	在宅	25	548	885	1,010	1,026	677	597	389	5,157
	施設	0	1	1	21	55	94	198	107	477
	計	25	549	886	1,031	1,081	771	795	496	5,634

(3) 要介護（要支援）認定者数（年度末）

（単位：人）

年度	支援1	支援2	要介1	要介2	要介3	要介4	要介5	合計	認定率
R5	717	1,134	1,352	1,435	988	893	438	6,957	16.73%
R6	742	1,219	1,432	1,421	1,022	890	454	7,180	16.90%*
R7	780	1,163	1,536	1,532	1,046	920	448	7,425	17.40%*

*認定率は、令和6年度から第2号被保険者を除いて算出

(4) 介護保険受給者数（介護保険事業状況報告 令和8年3月分）

①居宅介護（介護予防）サービス受給者数

（単位：人）

年度	支援1	支援2	要介1	要介2	要介3	要介4	要介5	合 計
R5	276	621	993	1,081	620	416	180	4,187
R6	303	678	1,067	1,138	611	393	198	4,388
R7	318	687	1,128	1,204	649	409	200	4,595

②地域密着型（介護予防）サービス受給者数

（単位：人）

年度	支援1	支援2	要介1	要介2	要介3	要介4	要介5	合 計
R5	3	8	327	300	253	201	72	1,164
R6	5	6	334	334	253	174	81	1,187
R7	3	7	337	351	269	186	74	1,227

③施設介護サービス受給者数

(単位：人)

年度	老人福祉施設	老人保健施設	介護医療院	合 計
R5	470	535	15	1,018
R6	524	569	16	1,103
R7	521	565	16	1,100

(5) 訪問介護・訪問入浴介護利用負担低所得障害者助成実績

区 分 \ 年 度	R5		R6		R7	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
訪問介護(市単独分)	0	0	0	0	0	0
訪問入浴(市単独分)	9	19,614	0	0	0	0
対象者数	2人		0人		0人	

(6) 社会福祉法人等利用者負担額軽減制度実績

年度	適用法人数	対象者	市助成額
R5	4法人	5人	0円：該当なし
R6	4法人	6人	0円：該当なし
R7	3法人	5人	0円：該当なし

(7) 主なサービスの給付額

年度 \ 区分		R5(決算額)	R6(決算額)	R7(決算見込額)
		給付額(円)	給付額(円)	給付額(円)
	訪問サービス	1,145,220,748	1,142,458,074	1,228,751,626
	通所サービス	1,752,279,367	1,773,377,138	1,836,569,346
	短期入所サービス	469,487,438	498,772,968	493,216,598
	福祉用具・住宅改修サービス	403,947,000	425,781,332	448,828,211
	特定施設入居者生活介護	266,613,553	328,173,048	322,887,265
	居宅介護支援	548,017,026	564,276,809	584,234,681
居宅サービス		4,585,565,132	4,732,839,369	4,914,487,727
地域密着型サービス		2,433,518,634	2,516,504,414	2,599,953,129
施設介護サービス		3,390,800,801	3,674,797,065	3,809,827,710
高額介護サービス		261,699,409	286,207,256	300,590,498
特定入所者介護サービス		164,732,956	165,690,303	169,020,380
高額医療合算介護サービス		32,801,830	41,284,381	46,140,401

(8) 調定及び賦課状況

イ 資格者数

(単位：人)

年度 区分	R 5	R 6	R 7
1号被保険者数	41,577	41,602	41,746
住所地特例者数	192	215	221

ロ 調定件数調定額

年 度	区 分	調定件数(件)	調定額(円)
R 5	特別徴収	39,008	2,492,356,680
	普通徴収	5,348	237,537,240
	合 計	44,356	2,729,893,920
R 6	特別徴収	39,025	2,796,857,170
	普通徴収	5,473	283,319,630
	合 計	44,498	3,080,176,800
R 7	特別徴収	39,054	2,837,656,300
	普通徴収	5,215	291,457,910
	合 計	44,269	3,129,114,210

(9) 相談窓口

介護保険に関する相談は下記の窓口で受け付けています。

- ・市介護保険課
- ・那珂湊中学校区地域包括支援センター（グループホーム恵苑内）
- ・美乃浜学園区地域包括支援センター（いきり苑短期入所生活介護事業所内）
- ・西部地域包括支援センター（特別養護老人ホーム北勝園内）
- ・北部地域包括支援センター（フロイデ総合在宅サポートセンターひたちなか内）
- ・勝田第一中学校区地域包括支援センター（金上ふれあいセンター内）
- ・大島中学校区地域包括支援センター（特別養護老人ホームグリーンハウスひたちなか内）

3. 東日本大震災に係る保険料及び利用料等の減免状況

(1) 保険料の減免概要及び実績

【保険料の減免概要】

東日本大震災により被災した第1号被保険者に係る平成23年度及び平成24年9月までの介護保険料を減免しました。

また、福島第1原子力発電所事故により避難または退避している第1号被保険者に係る平成23年度から令和7年度までの各年度分の介護保険料を免除（全額または4月～9月分）しました。

【保険料の減免実績】

令和5年度：12名（原発被災被保険者12名）

令和6年度：10名（原発被災被保険者10名）

令和7年度：9名（原発被災被保険者9名）

＜参考・震災及び原発事故当時の減免実績＞

平成23年度：826名（内訳：全壊71名，半壊・大規模半壊751名，原発被災被保険者4名）

平成24年度：802名（内訳：全壊67名，半壊・大規模半壊734名，原発被災被保険者1名）

(2) 利用料等の免除概要及び実績

【利用料等の免除概要】

東日本大震災により被災した要介護者または要支援者の平成23年3月11日から平成24年9月までの利用料及び、平成24年2月までの介護保険施設等における食費・居住費の支払いを免除しました。

また、福島第1原子力発電所事故により避難または退避している要介護者または居宅要支援者の平成23年3月11日から令和6年3月までの利用料を免除しました。

【利用料等の免除実績】

令和5年度：1名

令和6年度：1名

令和7年度：2名

＜参考・震災及び原発事故当時の減免実績＞

平成23年度：107名（うち食費・居住費等免除該当者43名）

平成24年度：103名

4. 介護人材の確保

(1) 現状と課題

全国的に高齢化が進む中、介護を担う人材不足が課題になっています。2024年8月時点の推計では、茨城県は2040年度に介護職員が約1万2千人不足すると見込んでいます。

本市においては、令和8年1月に「介護人材実態調査」を実施したところ、市内介護事業所の75.0%が人材不足を感じており、介護職員は健康上の問題や職場の人間関係を理由に離職している人が多い結果となりました。

市では、介護人材不足を重要な課題と認識しており、令和6年度から介護人材育成事業を実施しています。これまでに、19名が介護助手として就労しており、引き続き各種事業を実施します。

(2) 人材確保に対する具体的な取組み（令和7年度）

①介護助手養成講座

介護福祉士の資格を必要としない業務を補うために、幅広い年齢層を対象に、介護について知識と理解を深めるための講座を開催した。

日 時 令和7年12月11日
場 所 ひたちなか市文化会館
参加者 21名

②高校生介護ボランティア養成講座

高校生に介護について知識を深めてもらい、将来の職業選択に繋がる講座を開催した。

【1部】

介護施設や認知症の基礎を学ぶとともに、介護事業所との交流会を行った。

日 時 令和7年7月28日
場 所 ふぁみりこらぼ
参加者 31名

【2部】

介護施設でのボランティア活動に参加し、入所者や介護職員との交流を通じて、介護に興味を持つ契機とした。

ボランティア実施事業所 7事業所
ボランティア参加者 22名

③介護職員研修

介護職員のスキルアップや離職防止を図るための研修を実施した。

日 時 令和8年1月23日
場 所 ワークプラザ勝田
参加者 47名
内 容 「外国人材とつくる、ひたちなか介護の未来」
講師：伊藤 浩一氏（特別養護老人ホーム もくせい施設長）

④介護職の魅力発信

介護職の魅力を発信するための事業を実施した。

【市報掲載】

11月10日号の市報において、介護の日（11月11日）のPRとして、介護職の魅力を発信する特集記事を掲載した。

【リーフレットの作成】

介護職の魅力発信のためのリーフレット「地域の力を、介護の現場へ。」を 5,000 部作成し、産業交流フェア等のイベントで配布した。

【産業交流フェアへの参加】

産業交流フェアに参加し、ひたちなか市介護サービス事業者連絡協議会や介護専門学校の外国人留学生の協力により、車椅子磨き体験や電動車いすの乗車体験を実施し、170 名が参加した。